

平成30年第1回上里町議会定例会会議録第2号

平成30年3月6日（火曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第 7 (町長提出議案第 1 号) 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 2 号) 上里町国民健康保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 3 号) 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 (町長提出議案第 4 号) 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 (町長提出議案第 5 号) 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 (町長提出議案第 6 号) 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 (町長提出議案第 7 号) 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 (町長提出議案第 8 号) 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 (町長提出議案第 9 号) 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 (町長提出議案第 10 号) 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 (町長提出議案第 11 号) 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 (町長提出議案第 12 号) 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 19 (町長提出議案第 13 号) 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 (町長提出議案第 14 号) 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 (町長提出議案第 15 号) 上里町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 (町長提出議案第 16 号) 上里町文化財保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 (町長提出議案第 17 号) 上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について
- 日程第 24 (町長提出議案第 18 号) 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例について
- 日程第 25 (町長提出議案第 19 号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 26 (町長提出議案第 20 号) 上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 27 (町長提出議案第 21 号) 上里町町道路線の廃止について
- 日程第 28 (町長提出議案第 22 号) 上里町町道路線の認定について
- 日程第 29 (町長提出議案第 23 号) 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について
- 日程第 30 (町長提出議案第 24 号) 埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第 31 (町長提出議案第 25 号) 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
- 日程第 32 (町長提出議案第 26 号) 平成 29 年度上里町一般会計補正予算 (第 9 号) について
- 日程第 33 (町長提出議案第 27 号) 平成 29 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 34 (町長提出議案第 28 号) 平成 29 年度上里町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 35 (町長提出議案第 29 号) 平成 29 年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について

日程第36（町長提出議案第30号）平成29年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第37（町長提出議案第31号）平成29年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第38（町長提出議案第32号）平成29年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について

出席議員（13人）

1番 飯塚賢治君	3番 仲井静子君
4番 猪岡壽君	5番 齊藤崇君
6番 岩田智教君	7番 植井敏夫君
8番 高橋正行君	9番 納谷克俊君
10番 新井實君	11番 杳澤幸子君
12番 高橋仁君	13番 伊藤裕君
14番 植原育雄君	

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 須長正実君
総合政策課長 岡村拓哉君	税務課長 山田隆君
くらし安全課長 望月誠君	町民福祉課長 谷木絹代君
子育て共生課長 間々田由美君	健康保険課長 山下容二君
高齢者いきいき課長 飯塚郁代君	まち整備課長 稲岡信行君
産業振興課長 及川慶一君	上下水道課長 根岸利夫君
学校教育課長 高橋淳君	学校指導室長 加藤修君
生涯学習課長 小暮伸俊君	郷土資料館長 丸山修君
会計管理者 南雲久枝君	

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 次長 神村輝行

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（納谷克俊君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

報告します。

総務経済常任委員会が開催され、委員長の改選報告がありました。

総務経済常任委員長に新井實議員が、副委員長に植井敏夫議員が互選されましたので報告します。

◎日程第7 町長提出議案第1号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第7、町長提出議案第1号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第1号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、継続的に提供を受ける対象項目を拡大し、一般的な商習慣に合った物品等の賃貸借や役務提供の契約を締結するための所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容について御説明申し上げます。

平成17年3月16日に公布された長期継続契約を締結することができる契約に関する条例で定めた契約対象の拡大をするための改正でございます。

今回の改正では、第2条の第1号の一部改正と第5号及び第3条の新設を行っております。

続きまして、改正内容について御説明申し上げます。

まず、第2条第1号における一部改正でございますが、「庁舎管理機器の賃貸借契約」を「庁舎及びその他の施設の管理機器の賃貸借契約」に改めるもので、「その他の施設」を対象に加える改正でございます。

新しい第5号は前4号に掲げるもののほかに物品を借り入れる契約で、商習慣上、翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるものや役務の提供を受ける契約で、年間を通じて当該役務の提供を受けるものを長期継続契約に含ませるための改正でございます。

新設される第3条は委任関係で、規則への委任規定でございます。

最後に附則についてでございますが、施行日として平成30年4月1日施行とさせていただきます。

以上で、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 町長提出議案第2号 上里町国民健康保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第8、町長提出議案第2号 上里町国民健康保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第2号 上里町国民健康保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するため

の国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。この法律は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、国民健康保険の財政支援の拡充や財政運営責任の都道府県への移行等による医療保険制度の財政基盤の安定化、医療費適正化の推進を行うほか、負担の公平等の措置を講ずるものでございます。

この法律の成立に伴いまして国民健康保険法の一部改正がなされます。

続きまして、改正概要、条文内容を御説明申し上げます。

初めに概要でございますが、平成30年度から埼玉県が行政運営の責任主体となり、国民健康保険の財政運営が広域化になることに伴い、現行の保険給付費支払い金が不足した場合のほか、国民健康保険事業費納付金の支払い金が不足した場合等にも基金から充当できるようにするため、また、基金の積み立てについては、国民健康保険財政の健全な運営を図るために、財政状況に応じた対応が可能となるよう改正するものでございます。

続きまして、各条文について御説明を申し上げます。

まず、題名につきましては、概要で説明いたしました、国民健康保険の運営に必要な支払い金の不足に対応するため、「上里町国民健康保険財政調整基金条例」に改めるものでございます。

続きまして、第1条は「設置の目的」でありまして、題名と同様に、国民健康保険の運営に必要な支払い金の不足にもあわせて対応できるよう「国民健康保険財政の健全な運営を図るため」という規定に改定するものでございます。

続きまして、第2条は「積立て」でありまして、毎年度基金として積み立てる金額について定めたものであります。積み立てる額につきましては、国民健康保険財政の健全な運営を図るために、財政状況に応じた対応が可能となるよう「国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額」と改定するものであります。

続きまして、第6条を第7条とし、第5条の次に第6条として「処分」に関する規定を追加するものでございます。「この基金は設置の目的に該当する場合に限って、基金の全部又は一部を処分することができる」と処分の方法について規定するものでございます。

最後に、附則につきましては施行期日を定めておりまして、平成30年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上で、上里町国民健康保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町国民健康保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第9 町長提出議案第3号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第9、町長提出議案第3号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第3号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたこと等に伴い、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに概要でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援新制度において、子供のための教育・保育給付の認定を行ったときに交付す

る「支給認定証」が、自治体の事務負担軽減のため、申請があった場合のみ交付する「任意交付化」となったこと及び、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律の公布により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が一部改正され条項ずれが生じたことに伴い、所要の改正を行うものがございます。

続きまして、改正条文について御説明を申し上げます。

第8条では、支給認定証の任意交付化に伴い、特定教育・保育施設が受給資格等の確認を行う新たな方法が追加されたことにより、「場合は、」の次に「必要に応じて、」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知）」を加えるものがございます。

第15条第1項第2号では、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う条項ずれにより、「同条第9項」を「同条第11項」に改めるものがございます。

最後に附則でございますが、施行期日を規定し、公布の日から施行するとし、ただし改正後の第15条第1項第2号の規定は、平成30年4月1日から施行するとするものがございます。

以上で、上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第10 町長提出議案第4号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第4号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

概要でございますが、所得税法等の一部を改正する法律の公布により、児童扶養手当法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、あわせて本条例の文言等の整理を行うものでございます。

続きまして、改正条文について御説明申し上げます。

第2条第1項では、文言等の整理により「上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（）」の次に規則番号の「平成4年上里町規則第11号。」を加えるものでございます。

第4条第1項第1号では、児童扶養手当法の一部改正に伴い「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

第6条第2項第1号では、文言等の整理により「地方税法」の次に法律番号の「（昭和25年法律第226号）」を加えるものでございます。

最後に附則につきましては、施行期日を規定し、公布の日から施行するとし、平成30年1月1日から適用するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、改正後の第4条第1項第1号の規定は平成30年以降の所得による制限から適用することとし、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上で、上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の提案説明及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 町長提出議案第5号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第12 町長提出議案第6号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎日程第13 町長提出議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

◎日程第14 町長提出議案第8号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第11、町長提出議案第5号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第12、町長提出議案第6号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件、日程第13、町長提出議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件、日程第14、町長提出議案第8号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の4件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第5号から第8号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第5号 上里町重度心身障害者医療費支

給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第8号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを一括いたしまして提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、先ほど、議案第2号の提案説明で御説明いたしましたとおり、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。それに伴いまして、「国民健康保険法」、「高齢者の医療の確保に関する法律」、税制上の所要の措置として「地方税法」の一部改正がなされたため、関係する町条例の所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、議案ごとに改正概要、条文内容を御説明申し上げます。

まず初めに、議案第5号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての改正概要についてでございますが、この条例は、重度心身障害者に対し、医療の給付に係る一部負担金等について、助成金を支給することを目的としております。

今回、「国民健康保険法」が改正され、国民健康保険の保険者が市町村から県及び市町村に変更となり、また、「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例の取り扱いが変更されることとなります。

この2つの法改正に伴い、上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例で定める「対象者の範囲」について整合性をとるため、必要な改正を行うものでございます。

また、あわせて条文を見直し、文言の整理等を行うものでございます。

続きまして、各条文について御説明申し上げます。

第1条は、文言の整理等になります。

第3条では、対象者について定めており、第1項第1号では町内に住所を有する者で、号以下の「ア」から「ク」までに掲げる者を対象者から除くとしています。

文言の整理等が数カ所ございますが、「キ」については、現行では、施設等に入所し、住所地特例の適用により他の市町村の国民健康保険の被保険者を対象外としておりますが、国民健康保険法の改正により、保険者が市町村から県及び市町村に変更となるため、入所の際に町外に住所を有していたとみなされる者として対象外とするものでございます。

また、「ク」は、施設等に入所し、住所地特例の適用により埼玉県外の後期高齢者医療の被保険者を対象外としておりますが、高齢者の医療の確保に関する法律で第55条の2が新設され、住所地特例の適用による国民健康保険の被保険者が、年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合も、引き続き住所地特例の適用を引き継ぐこととなるため当該条番号を追加するものでございます。

次に、第8号は、施設等に入所し、住所地特例の適用により上里町の国民健康保険の被保険者を対象としておりますが、国民健康保険法の改正により、保険者が市町村から県及び市町村に変更となるため、上里町に住所を有するとみなされる者として対象とするものでございます。

第10号は、高齢者の医療の確保に関する法律で第55条の2の新設に伴い、施設等への入所者の住所地特例について新たに追加するもので、入所前に上里町に住所を有し、住所地特例の適用を受けた国民健康保険の被保険者が年齢到達等により埼玉県後期高齢者医療制度に加入した場合も、引き続き住所地特例の適用を引き継ぐこととなるため、上里町に住所を有するとみなされていた者として対象とするものでございます。

第11号への繰り下げは、第10号の追加により号のずれが生じたものでございます。

以降の第4条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条につきましては、文言の整理等を行うものでございます。句点の追加、用語の修正、そして助詞の追加をしております。

最後に、附則につきましては、施行期日を定めており、平成30年4月1日からの施行とさせていただきます。

次に、議案第6号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての改正概要についてでございますが、国民健康保険運営協議会について規定をしております。

国民健康保険法第11条の改正に伴いまして、国民健康保険運営協議会等について文言の整理を行うものでございます。

続きまして、各条文について御説明を申し上げます。

目次、章の「第1章」第1条の見出し及び本文については、「町が行う国民健康保険」を「町が行う国民健康保険の事務」と改定するものであります。平成30年度から埼玉県が行政運営の責任主体となることから、県と町の責務を明確化したためによる文言の整理でございます。

第2条であります。町の「国民健康保険運営協議会」が国民健康保険法第11条第2項に規定する協議会である旨を規定するために改めるものでございます。

第6条であります。第2条の改正に伴う文言の整理でございます。

最後に、附則につきましては、施行期日を定めておりまして、平成30年4月1日からの施行とさせていただきます。

次に、議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての改正概要についてでございますが、国民健康保険の財政運営が広域化されることに伴い、国民健康保険税の目的についても変更を行うものでございます。

続きまして、各条文について御説明を申し上げます。

まず、第2条第1項の国民健康保険税の目的を、「国民健康保険に要する費用に充てるため」から、「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるため」へと改めます。また、

あわせて国民健康保険税を構成する医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分について、第1号から第3号までの箇条書きに整理するものでございます。

続きまして、第2条第2項から第4項及び第4条の2については、第2条第1項の改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

最後に附則であります、平成30年4月1日施行とし、平成30年度以降の国保税について適用するものでございます。

続きまして、最後の議案になります。

議案第8号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての改正概要についてでございますが、議案第5号で説明いたしましたとおり、「高齢者の医療の確保に関する法律」第55条の2の規定が新設をされ、後期高齢者医療制度における住所地特例の取り扱いが変更となってまいります。これを受けまして、上里町後期高齢者の医療に関する条例に定める「町が保険料を徴収すべき被保険者」においてもその規定に準ずるため、条例改正を行うものでございます。

続きまして、各条文について御説明を申し上げます。

第3条第1項についてでございますが、第2号は、「被保険者が転出により他県の病院等に入院等をして住所を変更した場合には、元の住所地である上里町が保険料を徴収する」と規定をしております。

第3号は、「第2号に定めた被保険者が二つ以上の病院等に継続して入院等をした場合、最初の住所地である上里町が保険料を徴収する」と規定をしております。

第4号は、「他県の住所地特例に該当する者が二つ以上の病院等に継続して入院等をする際に、上里町にて病院等以外の場所に住所を変更した場合は、その時点で住所地特例の適用は終了し、上里町が保険料を徴収する」と規定をしております。

以上の各号で定める住所地特例のケースについて、このたび、参照する「高齢者の医療の確保に関する法律」第55条の2第2項の規定が新設され、国民健康保険の住所地特例を引き継ぐことを受けて、準用する旨の規定を加えたものでございます。

また、第2号中、「同項」を「法第55条第1項」に改め、第4号中、「同項」を「法第55条第2項第2号」に改めます。こちらは、新たな規定が追加されたことに伴う、引用表記を変えるものでございます。

次に、第3条第5号につきましては、国民健康保険の住所地特例を引き継ぐことを受けて新たに定めたものであり、「国民健康保険法による住所地特例の適用を受けた上里町国民健康保険の被保険者が、年齢到達等により後期高齢者医療制度に加入した場合には、国民健康保険の住所地特例の適用を引き継ぎ、上里町が後期高齢者医療保険料を徴収する」規定となっております。

ます。

また、附則第2条に定める「保険料の徴収の特例」につきましては、平成20年度における被扶養者であった被保険者に関する規定であり、現在は効力のない条文であるため、これを削り、第3条を第2条とするものでございます。

最後に、改正附則につきましては、施行期日を定めておりまして、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第5号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第8号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 住所地特例の取り扱いが変わってくるということでの説明でありました。

それで、30年4月1日からということで、今まで特例の扱いであった方たちはそのままということも全協のほうで説明をしていただきました。

人数的な部分の把握はなかなかできないということでありましたけれども、一般的に言って、この住所地特例が変わることによって、上里町の町民が75歳を過ぎたときに上里町の部分に戻ってくる部分が多いのか、他の地域に移管されていた部分と、その差はどちらがどのような比率、比率的には、正確な数はわからないかもしれないのですけれども、どのようになっているのか。

重度心身障害者医療のほうでいくと上里町は施設がないので、本来、他のところでお世話になっていた方が上里町の住所に戻ってくる場合が多いのではないかなというふうに推測するわけなのですけれども、その辺について説明していただきたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 沓澤議員の御質問に説明をさせていただきます。

人数については、全協で説明したとおり把握はしてございませんが、上里町、御存じのとおり

り、これに該当する施設が20件、施設ほどございますので、当然今回の改正はそういった施設を抱える市町村にとっての施策というふうにとらえておりますので、上里町にとっては当然効果があったものなのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 谷木絹代君発言〕

○町民福祉課長（谷木絹代君） 沓澤議員の御質問に説明させていただきます。

全協で説明させていただきましたとおり、現在、住所地特例では9名の方が上里町に登録されております。そのほとんどの方は知的障害者施設への入所者となっておりますして住所地特例が適用されております。

9人のうち1人が県内の特別養護老人ホームで入居しております、その方は国民健康保険の被保険者でございますので、75歳の年齢到達により埼玉県後期高齢者医療の被保険者となります。県内ですので、原則住所地特例の適用にはなりませんけれども、引き続き同施設に入所されていた場合には経過措置により上里町での登録が継続されることとなります。

今回の改正につきましては、県をまたぐ場合の住所地特例の取り扱いが変更となりますので、現状では今回の改正の対象となる方はおりません。全ての方が埼玉県内に入所という形になりますので、引き続きこのままの継続という形になります。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第6号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立に

より採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第7号 上里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第8号 上里町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 町長提出議案第9号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第15、町長提出議案第9号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第9号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの介護保険第1号被保険者保険料の見直し及び介護保険法の一部改正により、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、概要につきまして御説明申し上げます。

第3条第1項につきましては、第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度までの3年間の要介護認定者と介護サービス量にあわせて高齢者人口の伸び等も勘案した上で介護給付費等を推計し、第1号被保険者の介護保険料の見直しをするものでございます。

第2項につきましては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定を受け、介護保険法の一部改正により、平成27年4月から公費を投入して低所得者の第1号保険料の軽減強化を行っておりますが、現行の第1段階の方への保険料軽減が継続されることとなったことを踏まえまして、一部改正をするものでございます。

次に、第12条第3号につきましては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律」による介護保険法第202条及び第203条の改正により、市町村の質問調査権について、第2号被保険者の配偶者もしくは第2号被保険者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者またはこれらであった者についてその対象となるよう範囲が拡大され、さらに、これに伴い法第214条が改正され、罰則規定を設けることができることとされましたので改めるものでございます。

続きまして、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

最初に、介護保険の保険料率を規定しております第3条第1項を改めるものでございます。

上里町の介護保険料は、介護保険法施行令第38条の規定に基づきまして、住民税の世帯または本人の課税、非課税の区分及び所得金額に応じ、9段階での保険料の算定基準が設定されております。

平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率を、第1号から第9号まで規定し、第1号は2万9,100円、第2号及び第3号は4万3,600円、第4号は5万2,300円、第5号は5万8,200円、第6号は6万9,800円、第7号は7万5,600円、第8号は8万7,300円、第9号は9万8,900円と規定をしております。

なお、第1号から第3号までは、生活保護被保護者や世帯全員が町民税の非課税となっている方が対象となり、所得区分が設けられております。

第4号及び第5号は、町民税が課税となっている方がいる世帯で、本人は町民税が非課税となっている方が対象となり、本人の所得に応じて区分をされております。

なお、第5号が基準額となっております。

第6号から第9号までは、本人が町民税課税となっており、その所得に応じての区分となっております。

次に、介護保険の現行第1段階の方の保険料減額について規定しております第3条第2項中、「平成27年度から平成29年度まで」とした適用年度につきましてさらに継続し、「平成30年度

から平成32年度まで」と改めるものでございます。

第1号被保険者のうち介護保険法施行令第38条の規定に基づきまして9段階の所得段階による保険料の算定基準が設定されておりますが、このうち介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者につきまして、基準額に乗ずる割合を0.5から0.05を超えない範囲内で市町村が定める割合を減じて得た割合とすることとされております。第7期介護保険料においては、基準額に0.5を乗じた2万9,100円としていたものを、0.45を乗じた2万6,100円と軽減され、引き続き保険料率の減額に対しての公費負担が継続されるに当たり、平成29年度までとされていたものを平成32年度までとするものでございます。

次に、第12条第3号につきましては、「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものでございます。

法制定時から、40歳から64歳までの第2号被保険者自体のサービス利用も増加していることに加え、累次の制度改正により第2号被保険者の配偶者や世帯主の所得等を把握する必要性も増していること、また、地方税関係情報の照会について守秘義務との関係上、照会対象者に対する質問検査権及びそれに応じない場合の罰則等があることが必要とされていることを踏まえ、改正するものでございます。

最後に、附則についてですが、第1項で施行期日を平成30年4月1日から施行するものと規定し、また第2項では経過措置として、この減額賦課に係る改正規定は平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の保険料については従前の例によるものとしてございます。

以上で、上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 何点か質問させていただきます。

まず初めに、3年間の計画なわけでありますので、上里町の今現状のこの第1号被保険者の対象者と、今後3年間の伸び率をどのぐらいに見込み、そのときの高齢化率はどのように変化する見込みになっているのか。そして、サービス料を、どのぐらい伸びる見込みでこの保険料が算出されたのかということが1点であります。

それと、認定の介護度別で行きますと要支援1・2が、若干、この間、人数が減ってきたと

いうふうに思います。その辺の介護度1・5までの伸びはどのように計算されているのか。

それと、第6期介護保険料の3年間の総額と今後7期の総額の差額ですね。だから、今回引き上がることによって総額でどのくらい増額される見込みになるのか。まずこのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 杓澤幸子議員の質問に御説明をさせていただきます。

まず最初の3年間の計画ということで、現状どのくらいの対象者の方を見込んだのかということと、今年度、29年度の対象者をどのくらいで見ているのかという御質問ですが、29年度は、こちらの推計によりますと7,893人で被保険者数を推計しております。その後、30年に関しましては、それから3.6%伸びの7,800人、31年度はそれから2%の伸びで7,956人、32年度はまたそれから2%伸びの8,115人を見込んで対象者としたところです。

今後の高齢化率につきましては、今現在25%ということで……ちょっと今数字が出ないところなのでよろしいでしょうか。すみません。

それから、2番目の階層別の介護度をどのくらいで見込んだのかという御質問ですが、まず30年度に関しましては、第1号被保険者に限って御説明させていただきますと99人、それから……人数でよろしいでしょうか、要支援2の方につきましては117人、介護1の方が264人、介護2が142人、介護3が124名、介護4が122名、介護5が85ということで、953名を第1号被保険者の要介護認定別に推計をしております。

31年度に関しましては1,027人ということで、要支援1が101人、要支援2が123人、要介護1が314人、要介護2が153名、要介護3が124、要介護4が129、要介護5が83ということになっております。

平成32年度に関しましては1,124名を推計しておりまして、要支援1が106名、要支援2が125、要介護1が366、要介護2が167、要介護3が132、要介護4が137、要介護5が91ということで、全体の伸び率としますと要介護4の方が98.7%、一番高い介護度で言いますと、要介護1の方が130.0%の伸びを見込んでおります。

先ほど答えられなかった高齢化率の関係なのですが、平成30年度は25.8%、平成31年度は26.2%、32年度は26.7%ということで推計のほうをさせていただきました。

それから、6期の総額につきましては、29年度の介護サービスの見込みということでよろしいでしょうか。14億5,559万9,000円、30年度は15億6,000万円程度、31年度は16億6,000万、32年度は18億を見込んでおります。

6期3年間の保険料の総額は11億3,000万円。7期の保険料の総額は約13億円ということで、

保険料のほうの見込みのほうはさせていただきました。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 昨日全協で説明があったところでちょっと聞き漏らしたのですが、7期が、アップ率が4.3%と伺ったのですが、この4.3%になる根拠はどういったことで4.3%というふうに算出したのか説明してください。

○議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 齊藤議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今回の介護保険料の算定に当たりましては、副町長のほうからも説明がございましたとおり3カ年の事業費を見込んで推計をしております。

まず、国のほうの見える化システムというものに中央値ということで、昨年9月までの介護給付費が全て国のほうにデータとして吸い上げられております。それにプラス、要介護認定者数、それから認定の状況、そういったものが、それから地域支援事業の金額などもデータとして吸い上げられております。それに基づいて、高齢者の伸び率とかそういったものを勘案して、見える化システム上で、介護保険料、事業量に合わせた介護保険料というのが算定されました。それにプラスアルファ、条例のほうでも、今後これから説明があるのですが、介護医療院の創設等により、医療的な需要が今後増えてくるということと、それから、特別養護老人ホームが1つ創設されたということで今後も入所する方が増えるということ。それから定期巡回・随時対応型とかそういった地域密着型のサービスも今後増えてきます。それとあと介護離職という部分で、そういった部分では、地域で介護を受けながら続けていけることができるよということ、そういった追加的な需要も含めまして算定されています。それに合わせまして、上里町では基金等もございましたので、そちらの8割程度を投入させていただいて4,850円——毎月ですけれども、そちらの金額ということでさせていただいています。

結果、4.5%の伸びになったということで、算出につきましてはそういった根拠で出させていただきます。

それから、今後、第1号被保険者の方が増えるということで、まず2号の方は40から64歳の方が保険料いただいているわけなのですけれども、高齢者の方が増えるということで、今までは22%を第1号被保険者の方からいただいております、保険料として。それが7期からは23%ということで、1号被保険者の方に多く負担をいただくということで、そういったことで

多少保険料の追加の増が見込まれたところです。そういったことで4.5%の増で抑えられたということで御説明でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 議案第9号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について討論をさせていただきます。

3年ごとの見直しに当たり、第7期介護保険事業策定に伴い提案されました条例の一部改正の内容は、平成30年度から32年度までの3年間の保険料の引き上げです。

基準額となる第5階層は、世帯に町民税が課税されている方がいるが本人は非課税という階層ですが、保険料は年額5万5,800円から5万8,200円に、2,400円の引き上げであり、第1階層から第9階層まで、1,200円から4,100円の引き上げとなっています。

2000年スタート時の介護保険料の基準額は年額3万900円であり、今回は5万8,200円でありますので1.88倍となっています。高齢化率も介護認定者数も増加し続けており、それに伴ってサービス利用の増加を見込めば保険料を増額するしかないという、担当課とすればやむを得ない提案だと思います。

しかし、2000年のスタート時の介護保険料の基準額は3万900円でした。厚生労働省国民生活基準調査では、全世帯の平均所得は、2000年616.9万円、2014年541.9万円と75万円減少。高齢者世帯においては319.5万円から297.3万円に、いわゆる22万2,000円も減額しています。

介護保険制度のたび重なる改定により、施設利用は、原則、介護度3以上となり、サービス利用料は、一定の所得がある者は2015年8月から2割負担が導入され、この8月からは3割負担も導入されます。年金額も連続的に引き下がり、高齢者世帯の貧困化や老老介護の増加など高齢者を取り巻く社会状況が厳しくなっている中で、介護の社会化がますます重要です。持続可能な介護保険制度にすることも必要ですが、制度を残しても、被保険者の生活苦や生活破壊になっては本末転倒です。被保険者の負担増大の原因は保険料の負担割合にあると思います。第1号被保険者と第2号被保険者合わせた負担が50%。この負担割合を見直さない限り、抜本的な改革にはならないというふうに思っています。

公費負担を大幅に増やす、こうしたことがなされない限り、保険料の負担増をとめることは

難しいと考えます。制度上の問題が大きいことであり、上里町の介護保険課におきましては、地域密着型事業などにも積極的に取り組んでいるわけでありますけれども、こうしたことからこの提案には反対とさせていただきます。

○議長（納谷克俊君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第9号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 町長提出議案第10号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第16、町長提出議案第10号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第10号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の制定による介護保険法等の一部改正に伴い、あわせて本条例の文言等の整理を行うため、所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要について御説明を申し上げます。

認知症対応型通所介護などの地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準は、平成25年より町の条例を定め運用しておりますが、このたび、条例の基準となる厚生労

働省令について一部改正が行われましたことから、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

また、今回の一部改正とあわせまして文言等の整理を行うものでございます。

主な改正といたしましては、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の制定により、介護保険法が一部改正され、医療及び介護を一体的に提供する「介護医療院」が創設されることを踏まえ文言が追加をされます。

また、高齢者や障害者、子供といった既存の制度の垣根を越えて、困難を抱える人を一体的に支える「地域共生社会」に向けた施策の一環として「共生型サービス」が位置づけられ、新たな基準が追加をされます。

なお、介護報酬改定にあわせて行われる、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、及び運営に係る基準」の一部改正により、従業員の基準や員数、サービスの利用定員、居住系、施設系サービスにおける身体的拘束の適正化などの見直しをするものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

まず目次についてですが、介護保険法の一部改正により新たに共生型サービスが位置づけられることに伴い、「第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」を「第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準」とし、新たに「第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準」を加えるものでございます。

第1章は第1条から第3条で構成されており、「総則」について定めております。「共生型サービス」が新たに位置づけられたことにより、第1条に根拠となる引用条文を、第2条に「共生型地域密着型サービス」等の定義を加えるものでございます。また、議案第18号で提出をいたします「上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例」との整合性を図るため、指定地域密着型サービス事業者の申請者について基準を定めた第2条の2を追加するものでございます。

第2章は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について定めております。

まず、基準省令の一部改正に伴い、利用者の処遇に支障がない場合においてオペレーターに係る基準が見直しをされ、第6条第2項を改めるもので、第47条第3項の改正も同様の理由によるものでございます。また、日中（8時から18時）も夜間・早朝（18時から8時）の時間帯もコール件数等状況に大差がないことから、オペレーターの勤務形態において夜間・早朝（18時から8時）の限定をなくすため、第6条第5項、第7項及び第8項を改めるものでございます。第32条第3項の改正も同様の理由によるものでございます。

改正概要でも触れました「介護医療院」が創設されることを踏まえ、第6条第5項に「介護

医療院」が追加をされました。同様に、第61条第1項、第82条第6項表の中欄、第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第2項、第112条、第125条第3項、第130条第4項、第7項第3号、第151条第4項、第8項第4号、第153条、第191条第7項第5号、第192条第3項、第193条の改正も「介護医療院」の創設によるものでございます。また、第6条第12項の改正は引用条文の改正によるものでございます。

地域との連携について定めた第39条では、第1項で、他の宿泊を伴わないサービスに合わせて、介護・医療連携推進会議の開催頻度を年4回から年2回に改め、第4項で地域の利用者に対してのサービス提供の義務づけを明確にする改正をしております。

第3章の2地域密着型通所介護ですが、まず「共生型サービス」が新たに位置づけられたことにより、第59条の20の2、第50条の20の3で構成される「第5節 共生型サービスに関する基準」が追加をされ、第5節であった指定療養通所介護は第6節へ繰り下げとなるものでございます。障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援または放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型地域密着型通所介護の指定を受けられるものとして、その基準を設定しております。第59条の20の3は準用規定となっております。

次に、第6節指定療養通所介護について、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、第59条の25を改めるものでございます。

第4章認知症対応型通所介護では、共用型認知症対応型通所介護の普及を図るため、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と共用型の認知症対応型通所介護における利用定員数を見直し、第65条第1項を改正するもので、第2項については引用条文の追加による改正となっております。

第5章小規模多機能型居宅介護についてですが、第9章の看護小規模多機能型居宅介護において、サービス提供量を増やす観点から、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護の基準が創設されることにより、第82条第1項を改めるものでございます。また、居宅介護支援事業所の指定権限等が市町村に移譲されることから第93条第2項を改正するものでございます。

第6章認知症対応型共同生活介護についてですが、身体的拘束等のさらなる適正化を図るため、第117条に第7項を新設するものでございます。

なお、第138条第6項、第157条第6項、第182条第8項の改正も同様の理由によるものでございます。

第8章地域密着型介護老人福祉施設についてですが、入所者の病状の急変等に備えて医療ニーズへの対応を義務づけることにより、第165条の2を新設するものでございます。それに伴い、第168条第6号及び第186条第7号も追加をされます。

第9章看護小規模多機能型居宅介護についてですが、サービス提供量の増加及び効率化を図

るため、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護の基準が創設され、その基準についてはサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所と本体事業所との関係に準ずることから第191条第1項、第6項、第8項から第10項、第13項を新設、改正するものでございます。また、第192条第2項を追加し、第194条、第199条第1項の改正も同様の理由によるものでございます。サービス提供量を増やすという観点から、設備等の基準を見直し、診療所からの参入も進められるよう第195条第2項第2号オを追加いたしました。第202条の改正についても、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護の基準が創設されたことによるものでございます。

文言の整理による改正といたしましては、第1条中「（平成18年厚生労働省令第34号）」を削り、そのほか、第5条第1号、第46条第1項、第59条の9第6号、第59条の27第1項、第59条の38条、第61条第1項、第82条第7項、第130条第4項、同条第7項第1号、第151条第3項、同条第8項第2号の改正は、介護保険法等の一部改正や基準省令と整合を図るため必要な条文の箇所を改めるものでございます。

附則については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、介護療養型医療施設の有効期限が6年延長されたことにより第10条、第11条及び第12条を改めるものでございます。

また、療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例として、第12条の2及び第12条の3を新設するものでございます。

第18条、第19条は引用条文の改正によるものでございます。

最後に改正附則についてでございますが、施行期日について規定しておりまして、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 膨大な提案でちょっとわからないところが多いのですが、人員の見直し等があったりしているのですけれども、例えば共用型認知症対応型通所介護の利用定員を1施設当たり3人以下が、1ユニット当たり、ユニットの入居者と合わせて12人以下と変わるわけなのですけれども、やはり、単純で悪いのですけれども、少人数のほうがきちんと

お世話ができるというのでしょうか、利用者にとっても利用する側にとっても負担が少ないのではないかなと思ったりするのですけれども、そういう変更がどのような観点からなされているのかお尋ねしたいと思います。

それとオペレーターにかかわる基準の見直しが結構あったと思うのですけれども、訪問介護のサービス提供責任者としての必要経験年数を3年から1年に引き下げるとか、やはりこういう専門職でありますので、その基準を引き上げていくべきであって、引き下げることになるのはなぜなのかなというふうに思ってお聞きしたいのです。

それと、やはりオペレーターにかかわる基準の見直しのところで、時間的な制約がなくなって、午前8時から午後6時と、夜間等、そういう区別があったわけですけれども、区別を取り払うということによって、今でも介護労働者は非常に大変だと思うのですけれども、労働強化につながるかということについてどうなのか。

そして、介護・医療連携推進会議の開催頻度が見直されて、今まで年4回だったものが年2回になるということで、密接な連絡等が図れなくなるおそれはないのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 香澤幸子議員の御質問に御説明のほうさせていただきます。

まず、人員の見直しがなされたことについてということなのですが、まず、共用型認知症対応通所介護につきましてはユニット型のサービスがあるということで、1施設当たり3人以下でやっていたところを1ユニットが10人以下でやる、1ユニットが10人以下になっているのですね。そこも含めて、入居者と合わせて10人以下というふうにした改正とこれはなっております。

利用者数の見直しがあっても、人員配置の基準につきましては、グループホーム自体が従業員の人数は利用者3人について1人ということで決まっておりますので、そのあたりが変わるわけではないので、利用者についての処遇については影響はないというふうに考えております。

それからオペレーターの見直しにつきましては、必要経験年数を3年から1年にしたということにはなっておりますが、利用者の処遇に支障がない場合ということで、オペレーターに関しましては、コールが入ったときにサービスにつなげるような役割も果たしておりますので、事象の、その利用者の人数等にも応じながら、支障がない範囲でやられていくものと考えております。

それから、時間の制約、夜間とか日中の枠がなくなったということなのですが、こちらにつ

きまして、改正につきましては、日中と夜間、早朝についてコールの件数が余り変化がない、変わらないということでこういった所要の改正がされたようでございます。

それから、介護・医療連携推進会議の開催頻度がちょっと見直されたのはどうだろうかということで、通常地域密着型の推進会議につきましても月1回開催されているところではあるのですが、宿泊を伴わないほかのサービス、地域密着型の通所介護、それから認知症対応型通所介護、そういったものと合わせて開催頻度を3カ月から6カ月に1回ということで変更されたようでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時50分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 町長提出議案第11号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第17、町長提出議案第11号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第11号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の制定による介護保険法等の一部改正に伴い、あわせて本条例の文言等の整理を行うため、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、概要について御説明を申し上げます。

介護予防認知症対応型通所介護などの、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準は、平成25年より町の条例を定め運用しておりますが、このたび、条例の基準となる厚生労働省令について一部改正が行われましたことから、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

また、今回の一部改正とあわせて文言等の整備を行うものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

まず、議案第18号で提出をいたします「上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の人員及び運営に係る基準に関する条例」との整合性を図るため、第1条中に「法第115条の12第2項第1号並びに法」の文言を加え、あわせて、指定地域密着型介護予防サービス事業者の申請者について基準を定めた第2条の2を追加するものでございます。

次に、介護保険法の一部改正により、医療及び介護を一体的に提供する「介護医療院」が創設されることに伴う改正といたしまして、第5条第1項に「介護医療院」を追加し、同様に第44条第6項中表の中欄、第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項、第73条、第83条第3項の改正も「介護医療院」の創設によるものでございます。

次に、第9条第1項につきましては、共用型介護予防認知症対応型通所介護の普及を図るた

め、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設と共用型の認知症対応型通所介護事業所における利用定員数の見直しに伴う改正となります。

続いて、第78条第3項については、介護予防認知症対応型共同生活介護における身体的拘束等のさらなる適正化を図るための基準を新設し、見出し（身体）のあとに（的）を追加し、「身体的拘束等」と改正するものでございます。

また、文言整理のため、第1条中「（平成18年厚生労働省令第36条）」を削除し、引用条文が改正されることに伴い第4条を改め、第5条第1項中「をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「いない場所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。」の次に「以下同じ。）」を加えるものでございます。

最後に附則についてですが、施行期日を規定し、平成30年4月1日から施行するものと定めるものでございます。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第11号 上里町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 町長提出議案第12号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第18、町長提出議案第12号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第12号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の制定による介護保険法等の一部改正に伴いまして、あわせて本条例の文言等の整理を行うため、所要の改正をしたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、概要について御説明を申し上げます。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準は、平成27年より町の条例を定め運用しておりますが、このたび、条例の基準となる厚生労働省令について一部改正が行われましたことから、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

それでは、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

まず、目次についてですが、議案第18号で提出をいたします「上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の人員及び運営に係る基準に関する条例」との整合性を図るため、「第1章 趣旨及び基本方針」を「総則」に改め、構成も「第1条から第2条の2」とするものでございます。

同様の理由により、第1条中に「法第115条の22第2項第1号並びに法」の文言を加え、あわせて指定介護予防支援事業者の申請者について基準を定めた第2条の2を追加するものでございます。

また、第2条第3項については、基準省令との整合性を図るため、「という。）」の次に

「等」を加えるものでございます。

次に、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、第2条第4項を改めるものでございます。

第5条は、利用者及びその家族への、内容及び手続の説明及び同意について規定をしており、公正中立なケアマネジメントの確保をするため第2項を改め、入院時における医療機関との連携を促進するため第3項が新設をされました。また、それに伴い、同条各項の改正をするものでございます。

第31条は具体的取扱方針について規定をしており、基準省令と整合を図るため第9号を改め、医療と介護の連携強化を図り、平時からの医療機関との連携を促進するため、第14号の2、第21号の2を新設し、第21号を改めるものでございます。

最後に附則についてですが、施行期日を規定し、平成30年4月1日から施行とするものでございます。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第12号 上里町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 町長提出議案第13号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第19、町長提出議案第13号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第13号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございます。

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の更新制度導入により所要の改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要について御説明を申し上げます。

地域包括支援センターの職員に係る基準は、平成27年より町の条例を定め運用しておりますが、このたび、条例の基準となる介護保険法施行規則について一部改正が行われましたことから、これに適合するように本条例の一部改正を御提案申し上げるものでございます。

続きまして、改正条文の内容について御説明を申し上げます。

介護保険法施行規則の一部改正に伴う引用条項の整備により、第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改めるものでございます。

次に、第2条第1項第3号につきましては、主任介護支援専門員の資質向上を目的に更新制度が導入されたことに伴い、その基準を「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。」を「第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日を規定し、平成30年4月1日から施行をするものでございます。

以上で、上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第13号 上里町地域包括支援センターの職員に係る基準等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第20 町長提出議案第14号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第20、町長提出議案第14号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第14号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、公営住宅法及び公営住宅法施行令の改正に伴い、上里町営住宅条例を改正したいので、本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

公営住宅法施行令が一部改正され、平成29年7月26日に施行をされました。その中で、認知症患者等の公営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、事業主体が「入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法」または「官公署における必要な書類の閲覧等」により把握した当該認知症患者等の収入に基づき、公営住宅の家賃を定めることができるようになりました。

認知症患者等とは、介護保険法に規定する認知症患者、知的障害者福祉法に規定する知的障害者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者またそれに準ずる者となっております。

今回、上里町営住宅条例を改正することによりまして、認知症患者等で収入申告をすること等が困難な事情にあると事業主体が認める者については、収入申告義務を免除し、事業主体に

よる調査により把握した収入に応じて応能応益家賃として決定できるようになります。

続きまして、改正内容について御説明を申し上げます。

第15条は「家賃の決定」について定めた条文でございますが、ただし書きにおいて、入居者からの収入申告がない場合の取り扱いが規定をされておりますが、「（次条第1項ただし書きに規定する場合を除く。）」を加え、第16条で加える公営住宅法施行規則に定める困難な事情に該当するケースについては、本条のただし書きの規定を適用しない。除外する改正をしております。

第16条は収入の申告について定めております。

概要説明で申し上げました、公営住宅法施行規則第8条各号に掲げる者に該当する場合の例として、認知症患者等の公営住宅入居者が収入の申告をすること等が困難な場合には、入居者からの収入申告を事業主調査に変えることができる内容とした「ただし書」を第1項に加える改正をしております。

第2項では、公営住宅法施行規則の条項ずれによる引用先条文の改正をし、第3項では、第1項の改正で加えたただし書きに該当する場合の町が行う処理方法について改正をしております。

最後に附則についてですが、施行日を定めており、公布の日から施行するものでございます。以上で、上里町営住宅条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 説明はよくわかりました。

それで、今、上里町の町営住宅にお住まいの方で、これに該当というのでしょうか……する方がおられるのかどうか。また、該当されない方においても、毎年の収入の申告がなかなかされない方がおられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） まち整備課長。

〔まち整備課長 稲岡信行君発言〕

○まち整備課長（稲岡信行君） 沓澤議員の御質問について説明させていただきます。

まず、今回の改正に該当する入居者の方ということですが、現時点で該当する方は、対象となる方はおりません。

また、収入申告につきましても、現在、全世帯に申告してもらっているため、といった状況でございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第14号 上里町営住宅条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第21 町長提出議案第15号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第21、町長提出議案第15号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第15号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、都市公園法施行令の改正に伴い、都市公園内の運動施設率割合について追加をしたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

都市公園の目的として、園内には一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があり、これまでは都市公園法施行令で運動施設率は50%以内と定められていました。平成29年6月15日に都市公園法施行令が改正、施行され、運動施設率を一律に50%とするのではなく、各自治体が50%を参酌して条例で定めることとなりました。埼玉県内のほとんどの市町村において、今までどおりの50%で改正を行うとのことでございます。

現行では、既設の運動施設のバリアフリー化や国際基準化に対応するための改修等、社会状況等の変化に対応した改修等が困難な事例も各地であったようでございます。例を挙げますと、「新たな運動施設設置の要望があるが、現在の面積が50%を上回るため追加整備ができない」「運動施設の改修計画を検討したが、施設面積の合計が50%を超えることが明確なため断念した」等の例があったようでございます。そのため、今回の改正をすることで、地域の実情に応じた運動施設整備が可能となります。

上里町では、烏・神流川総合運動公園及び長久保公園が対象施設で、烏・神流川総合運動公園の運動施設率は45%、長久保公園の運動施設率は23%となっております。そのため50%を参酌し、現状どおり50%で改正を行いたいと考えております。

続きまして、改正内容について御説明を申し上げます。

都市公園の公園施設の設置基準を定めた第1条の3の次に見出しを（公園施設に関する制限）とする第1条の4を加え、規定内容は、都市公園法施行令第8条第1項本文の条例で定める運動施設率の割合を「100分の50」50%とするものでございます。

最後に附則についてですが、施行日を定めており、平成30年4月1日から施行としております。

以上で、上里町都市公園条例の一部を改正する条例の提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 町長提出議案第16号 上里町文化財保護条例の一部を改正する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第22、町長提出議案第16号 上里町文化財保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第16号 上里町文化財保護条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、町指定文化財の所有者または管理者の管理及び修理に係る負担を軽減するため、町がその一部を負担できるようにしたいので、本案を提案するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

町指定文化財の管理につきましては所有者または管理者が行っておりますが、無形指定文化財及び天然記念物等におきましては、その管理及び修理に多額の費用がかかっております。そこで、こうした町指定文化財の管理における所有者または管理者の費用負担の軽減を図るため、管理または修理につき多額の経費を要し、町指定文化財の所有者または管理者がその負担にたえない場合、その他特別の事情がある場合には、町はその経費の一部を充てさせるため、当該町指定文化財の所有者または管理者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができるようにするものでございます。

それでは、改正内容につきまして御説明を申し上げます。

第10条第1項中「所有者又は管理者の負担とする。」を、所有者または管理者の負担を軽減できるように、予算の範囲内で補助金を交付する旨を規定するため、「管理又は修理につき多額の経費を要し、町指定文化財の所有者又は管理者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、町はその経費の一部を充てさせるため、当該町指定文化財の所有者又は管理者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することができる。」に改めるものでございます。

次に、現行の第2項を第3項へ繰り下げ、第1項の次に新しい第2項を加えるものでございます。新しい第2項は、補助金を交付する場合の所有者または管理者に対する指示、必要があると認めるときの指揮監督に関する内容を規定しております。

最後に附則についてでございますが、平成30年4月1日からの施行といたします。

以上で、上里町文化財保護条例の一部を改正する条例の提案及び内容の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 今までも町指定文化財の保護に対して補助金が一定の金額で決まっていたと思うのですね。それとの整合性というのでしょうか、それにプラスというふうを考えていいのかどうかお願いしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 郷土資料館長。

〔郷土資料館長 丸山 修君発言〕

○郷土資料館長（丸山 修君） 沓澤議員の御質問に御説明申し上げます。

現段階で交付しているものは一定の金額を助成してございます。それとはまた別に、無形指定文化財ですとか天然記念物等々で多額に費用がかかる場合について、改めて補助金を交付できるという形に改めさせていただきたいと思ひまして提出いたしました。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第16号 上里町文化財保護条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 町長提出議案第17号 上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第23、町長提出議案第17号 上里町公益的法人等への職員の派遣

等に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第17号 上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についての提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、平成12年に、公益的法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されたことに伴い、町職員を公益的法人に派遣する際に、派遣職員の公務員としての地位や身分、または業務、給与等の根拠規定を明確にするため、この派遣等に関する条例を定めたいので本案を提出するものでございます。

続きまして、条例概要及び条文の骨子の御説明を申し上げます。

初めに、本条例につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき制定する条例となっております。

この条例は、第1条の趣旨から第8条の報告までの全8条及び附則で構成をされております。

それでは、それぞれの条文概要について御説明を申し上げます。

まず、第1条関係ですが、条例の趣旨について定めた条文でございます。

先ほど申し上げました「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに第9条の規定に基づきまして、条例として、公益的法人等への職員の派遣等に関する必要な事項を定めるものと規定をしております。

次に、第2条関係ですが、職員の派遣について定めた条文で、3つの項で構成をされております。

第1項では、任命権者が、公益法人等に、任命権者と法人との間で取り決めをすることで、法人での業務に専ら従事させるため、町職員を派遣することができる旨を規定をしております。

派遣先団体の法人として、第1号、社会福祉法人上里町社会福祉協議会、第2号、一般財団法人上里町文化振興協会を規定をしております。

第2項は、派遣職員の中で、派遣できる職員から除外される職員を規定し、第1号から第5号までの5つの該当する職員に分類をしております。

第1号は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員と規定され、臨時職員などが該当をいたします。

第2号は、非常勤職員と規定され、非常勤の特別職の職員が該当をいたします。

第3号は、地方公務員法第22条第1項に規定する条件つき採用になっている職員と規定され、新たに町職員に採用された職員で、採用後6カ月間、もしくは延長により1年までの間を経過

しない状態の職員が該当します。

第4号は、上里町職員の定年等に関する条例第4条第1項の規定により、引き続いて勤務させることとされる職員、または、同条第2項の規定により期間を延長することとされている職員が規定をされております。この規定では、定年の特例により、職務内容が高度の知識・技能を必要とするなど必要不可欠な事情を考慮し、満60歳の定年退職後、期限を1年と定めて、引き続き勤務する職員、そして、1年経過後においても延長して勤務する職員が該当しますが、現在、この規定による職員は勤務をしておりません。

第5号は、地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当し、休職にされ、または同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律または条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員が規定をされております。この規定では、心身故障による分限休職中の職員、懲戒による停職中職員、そして職務専念義務を免除されている職員を言い、職務に従事していない職員が該当をいたします。

第3項は、法第2条第3項に規定する派遣先団体と取り決める事項として、その他条例で定める事項を規定しており、2つの号から構成をされております。

第1号は、派遣職員が派遣先団体との福利厚生に関する事項を規定しております。

第2号は、派遣職員の派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項を規定しております。

次に、第3条関係ですが、当該派遣職員を継続することができないかまたは適当でないと任命権者が認めた場合、法第5条第1項で規定する派遣職員の職務への復帰に関することについて規定しており、第1号から第6号までの6つの場合がございます。

第1号は、職員派遣をされた職員が派遣先団体の役職員の地位を失った場合、この規定は、派遣先団体が解散等によりなくなった場合、その役職員の地位が失われることなどを想定をしております。

第2号は、職員派遣が法またはこの条例の規定に適合しなくなった場合、法では、派遣先団体の業務については、町の事務事業と密接な関係を有することが前提となっております。しかしながら、この規定では、派遣先団体の事業方針の転換等により、町との関連性をなくしたときなどを想定をしております。

第3号は、第2条第1項に規定する取り決めに反することとなった場合、この規定は、町と派遣先団体との取り決め事項について反する事情が発生した場合を想定をしております。

第4号は、派遣職員が地方公務員法第28条第1項第2号または同項第3号に該当することとなった場合、この規定では、派遣職員が心身の故障のため職務の遂行に支障が出たことにより、

継続して業務を行うことが難しくなった場合などが想定をされます。

第5号は、派遣職員が地方公務員法第28条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合、または水難、火災、その他の災害により生死不明もしくは所在不明となった場合、この規定は、派遣職員が心身の故障のため長期休養が必要となった場合や、水難、火災、その他災害により生死もしくは所在がわからなくなった場合、すなわち生存・行方不明の状態の場合が想定をされるところでございます。

第6号は、派遣職員が地方公務員法第29条第1項第1号または同項第3号に該当することとなった場合、この規定では、地方公務員法その他規則などの規定に違反した場合、または違反行為のあった場合が想定をされます。

次に、第4条関係ですが、派遣職員の給与について定めた条文中で、派遣期間中において、給料、そして手当として、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる旨を規定をされております。

次に、第5条関係ですが、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例について定めた条文中で、上里町職員の給与に関する条例第20条第1項の規定について定めたもので、この条例の第3条第5号の規定により職場へ復帰した場合においても、派遣先団体において従事していた業務を公務とみなし、休職の期間中の給与を全額支給する特例を規定しております。

次に、第6条関係ですが、職務に復帰した職員に関する職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例について定めた条文中で、病気休暇期間中の適用について、派遣先団体における病気休暇期間を公務とみなす旨を規定しております。

次に、第7条関係ですが、派遣職員の復帰時における処遇について定めた条文中で、派遣職員の復帰時における職務の級、給料月額及び昇給期間は、他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができるとされ、詳細については町規則で定めることとなります。

最後の第8条関係ですが、報告について定めた条文中で、派遣職員の派遣先団体における処遇の状況、職員派遣後職務に復帰した職員の処遇の状況などを町長に報告する義務規定を定めており、本条も第7条と同じく、詳細については町規則で定めることとなります。

最後に、附則につきましては、施行期日を規定し、平成30年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上をもちまして、上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の内容説明とさせていただきます。

慎重御審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第17号 上里町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第24 町長提出議案第18号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例について

○議長（納谷克俊君） 日程第24、町長提出議案第18号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第18号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例の提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業所の指定等が市町村に移譲されることを踏まえ、本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに、概要についてでございますが、現在は、都道府県、指定都市、中核市で行われている事業所の指定等の権限が市町村に移譲されるため、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づき、指定居宅介護支援の事業がその目的を達成するために必要な基準を定めるもので、地域包括ケアシステムの深化・推進をしている町が積極的にかかわること、保険者機能の強化を図るものでございます。

続きまして、条文の内容について御説明を申し上げます。

本条例は第1章から第4章まで、第1条から第32条と附則で構成をされております。

居宅介護支援は、介護保険における介護給付の対象となる要介護1から要介護5の方が、在宅において、介護サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況や環境等を勘案し、介護サービス計画を作成するとともに、当該介護サービス計画に基づく指定介護サービス等の提供が確保されるよう、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行うものでございます。

最初に、第1章総則でございます。

第1条は趣旨で、介護保険法第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、介護居宅支援等の事業の人員及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は基本方針で、居宅介護支援等の事業を行う上での基本理念を規定し、第1項から第4項まで定めてあります。

第1項は、在宅介護の重視、第2項は、高齢者自身によるサービスの選択、保健・福祉サービス等の総合的、効率的な提供、第3項は、利用者本位、公正中立な事業運営、第4項は、地域包括支援センター等、その高齢者を取り巻く事業者等との連携に努めることが規定をされております。

第3条は申請基準で、法人格を有しなければいけないと定めております。

続きまして、第2章、人員に関する基準でございます。

第2章は、第4条、第5条で構成をされております。

第4条は、従業者の員数について、第1項で、事業所ごとに1人以上の常勤の介護支援専門員を置かなければならず、第2項では、前項で定めた介護支援専門員の割合は、利用者35人に対して1人の割合でなければならないと定めております。

第5条は管理者について、第1項は、事業所ごとの常勤の管理者の設置、質の高いケアマネジメントの推進という観点から、第2項は、その管理者は主任介護支援専門員でなければならないこと、第3項は、原則専従であることとしており、第3項の第1号、第2号で兼務可能な事例を挙げております。

続きまして、第3章運営に関する基準でございます。

第3章は第6条から第31条までで構成をされております。

第6条は、基本理念としての利用者自身によるサービス選択を具体化したもので、内容及び手続の説明及び同意について定めております。第1項から第8項において、利用者、その家族への事前説明及び同意の必要性、（複数の居宅サービス事業所の選択可能性についての説明義務）公正中立なケアマネジメントの確保、入院時の医療機関との連携等について定めておりま

す。

第7条は、居宅介護支援の公共性に鑑み、正当な理由のない提供拒否の禁止について定めております。

第8条は、通常の事業の実施地域以外である事業所の現状人員では利用申し込みに応じられない等サービス提供困難時には必要な措置をとる必要性を定めております。

第9条は、サービス提供に当たって、利用者の被保険者証により、資格や要介護認定の有無、その有効期間等の確認をすることについて定めております。

第10条は、介護サービスを受けるために必要な要介護認定の申請に係る援助に関し、利用者の意思を踏まえ必要な協力をし、新規及び更新の申請の際に必要な援助について定めております。

第11条は、利用者が安心して居宅介護支援の提供が受けられるよう、身分を証する書類を携行することについて定めております。

第12条は、利用料等の受領について、サービスの内容及び費用について説明し、同意を得た上で適正な費用を受領することができることと定めております。

第13条は、利用料の支払いを受けた場合、その額等を記載した居宅介護支援提供証明書を交付することについて定めております。

第14条は、居宅介護支援の基本取り扱い方針について定めており、第1項では、要介護状態の軽減または悪化防止に資するよう行われること、第2項では、みずからその提供するサービスについて質の評価を行い、常に改善を図ることと規定しております。

第15条では、基本方針及び基本取り扱い方針に基づいた具体的取り扱い方針を定めており、第1号から第27号にわたって、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものとなっております。

第16条は、法定代理受領サービスに係る報告について定めております。

第17条は、利用者に対する居宅介護サービス計画等の書類の交付について定めております。

第18条は、利用者の不正行為による保険給付の受給等についての市町村への通知義務について定めております。

第19条は、管理者の責務として、従業者及び業務の一元的な管理、従業者への規則遵守の指揮命令の実施を定めております。

第20条は、居宅介護支援事業の適正な運営及び利用者に対する適正なサービス提供の確保のため、第1号から第6号まで、職員の職種、員数及び職務内容、居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、通常の事業の実施地域等、運営規程に定めるべきことが規定をされております。

第21条は、勤務体制の確保について、居宅介護支援その他の従業者の勤務体制を定め、事業所ごとに介護支援専門員が居宅介護支援業務を担当すること、資質向上のための研修の機会の確保することと定めております。

第22条は、必要な設備及び備品の備えについて定めております。

第23条は、従業員の清潔の保持、健康状態の管理について定めております。

第24条は、重要事項等の掲示について定めております。

第25条は、秘密保持について、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持し、サービス担当者会議等で個人情報を使用する場合は同意を得なければならないと定めております。

第26条は、広告について定めております。

第27条は、居宅介護支援の公正中立の遵守の原則をうたったもので、居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止について定めております。

第28条は、苦情処理について、第1項から第7項において、居宅介護支援、居宅サービス計画についての苦情に対する適切かつ迅速な対応、苦情内容等の記録、市町村による調査や指導等に従った改善、その改善内容の報告等の義務づけを定めております。

第29条は、事故発生時の対応として、必要な措置を講じ、事故の状況及びその処置についての記録、速やかな損害賠償の実施を義務づけております。

第30条は、会計の区分について定めております。

第31条は、記録の整備について定めており、従業者、設備、備品及び会計に関する記録の整備とその保存年限を他の地域密着型サービス等ともあわせ、5年間とするとしております。

最後に、第4章基準該当居宅介護支援に関する基準でございます。

第32条で、指定居宅介護支援事業以外の基準該当居宅介護支援についても準用すると規定をしております。

附則につきましては、第1項で施行期日を平成30年4月1日とし、第15条具体的取り扱い方針の第18号の2については平成30年10月1日とするものでございます。

附則第2項で、第5条に規定する管理者について、同条第2項の主任介護支援専門員の経過措置期間を平成33年3月31日までとしております。

以上で、上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） 現行から大きく変わるの、事業所の指定が県レベルから市町村におろされるということだと思えるのですけれども、上里町は一定の施設が指定を受けて開所をしているわけでありまして、今後はそれを引き継ぐ形になって、例えば不正だとかいろいろなことがあった場合の勧告とか指定の取り消しとか、そうしたことが市町村で行うということになってくるのかなというふうに思います。そうすると、今までの事業所等の書類が町のほうに上がってくるようになって事務量が非常に膨大になるのではないかなというふうなことが心配されるのですけれども、事務量的にはどのように考えられるのでしょうか。

○議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

今現在、町内に16事業所がございまして、そのうち2事業所は休止をしております。

こちらの16事業所につきまして新たに指定をする形になりますが、先ほどお話がありましたように、県からは事業所の指定と、それから勧告、命令、指定の取り消し、指定の効力停止等の業務のほうは今後入ってきます。それ以外に、6年間のうちには事業所の指導監督ということで、実地指導というふうなものだったり集団指導といったものをやっていかなければならぬので、そちらのほうは計画的に担当課のほうでやるようになってきます。そういった意味では、事務量のほうは増加するというふうに見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第18号 上里町介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に係る基準に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時 30 分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第 25 町長提出議案第 19 号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

◎日程第 26 町長提出議案第 20 号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

○議長（納谷克俊君） 日程第25、町長提出議案第19号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、日程第26、町長提出議案第20号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第19号から第20号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第19号、議案第20号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての提案説明を一括して申し上げます。

提案理由でございますが、上里町総合文化センター、上里町老人福祉センターについて、指定管理者による管理を実施するため、指定管理者を指定したいので本案を提案するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、上里町総合文化センターは、平成27年4月から3年間を指定期間として、指定管理者による管理運営を行っておりますが、本年3月末で指定期間満了を迎えることとなります。引き続き、指定管理者による継続的で安定的な管理運営を図るため、指定期間を「上里町指定管理者制度導入指針」に基づき3年間とし、平成30年度から平成32年度までの指定管理者の指定を行うものでございます。

候補者については、町が出資しております一般財団法人上里町文化振興協会を選定いたしました。

当該財団は、平成26年4月より一般財団法人に移行し、町の文化振興を担う公的団体として活動を展開しており、これまでの管理運営実績に加え、「一般財団法人上里町文化振興協会・行動計画」に基づき、積極的な事業の推進を行っております。また、施設の性格、規模、機能を考慮し、設置目的を効果的に達成するため、地域活力を利用した管理を行うことで事業効果

が期待できることから、「上里町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例」第5条第1項の規定により、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

次に、上里町老人福祉センターにつきましても、平成27年4月より指定管理者であります社会福祉法人上里町社会福祉協議会によって管理運営を行っておりますが、本年3月末に指定期間が満了となります。こちらにつきましても、引き続き指定管理者による管理運営を継続的で安定的な実施を図るため、平成30年度から平成32年度までの3年間の指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の候補者については、事業内容から施設の設置目的を効果的に達成できること、当該施設についての管理実績等から、社会福祉法人上里町社会福祉協議会を選定いたしました。

候補者の選定に当たりましては、今後、高齢化がますます進む中、誰もが住みなれた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、「地域共生社会」の実現に向け、「地域活力」を生かした管理運営が期待されることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手續に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、議案第19号 上里町公の施設の指定管理者の指定について及び、議案第20号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第19号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第20号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 町長提出議案第21号 上里町町道路線の廃止について

◎日程第28 町長提出議案第22号 上里町町道路線の認定について

○議長（納谷克俊君） 日程第27、町長提出議案第21号 上里町町道路線の廃止についての件、日程第28、町長提出議案第22号 上里町町道路線の認定についての件、以上の2件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第21号から第22号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第21号 上里町町道路線の廃止についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、払い下げ予定があること及び、開発行為における帰属により、別冊のとおり路線の廃止をたく本案を提出するものでございます。

上里町町道路線の廃止につきましては、お手元に配付をいたしました廃止路線調書のとおり5路線でございます。

町道4001号線については、土地の交換により始点の変更が行われたため、路線廃止及び再認定を行います。

町道4006号線については、現在、道路形状はなく、隣接地の所有者に払い下げ予定があるものでございます。

町道7262号線及び町道7263号線については、開発による帰属により、始点及び終点の変更が行われるため、路線廃止及び再認定を行います。

町道5742号線については、現在、道路形状はなく、隣接地の所有者に払い下げ予定があるも

のでございます。

以上で、上里町町道路線の廃止についての提案及び内容説明といたします。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、御提案申し上げました議案第22号 上里町町道路線の認定についての提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、始点終点の変更による再認定、道路用地の寄附採納及び、開発による帰属に伴い、別冊のとおり路線の認定をしたく本案を提出するものでございます。

上里町町道路線の認定につきましては、お手元に配付をいたしました認定路線調書のとおり7路線でございます。

町道4239号線、町道5823号線、町道7389号線及び町道7390号線については位置指定道路の寄附によるものでございます。

町道4240号線については始点の変更による再認定となります。

町道7391号線及び町道7392号線については、開発による帰属により、始点及び終点の変更が行われるため、再認定を行います。

以上で、上里町町道路線の認定についての提案及び内容説明といたします。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第21号 上里町町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第22号 上里町町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 町長提出議案第23号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議について

○議長（納谷克俊君） 日程第29、町長提出議案第23号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第23号について、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協定書第1条に規定する対象施設に、神川町多目的交流施設を加えるとともに、当施設への図書館機能の移転に伴い、神川町阿久原センターを除外することとし、新たに公の施設の相互利用に関する協定書を締結したいので、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決をいただきたく提案するものでございます。

今回、対象施設に加えることとなる神川町多目的交流施設でございますが、平成26年3月に閉校となった旧神泉中学校を改修し、グラウンドのほか、会議室、図書室として住民の方の利用に供するものでございます。

除外となる阿久原センターにつきましては、多目的交流施設に図書室機能が移転されることにより、利用を休止し、今後廃止となる見込みであると聞いております。

この公の施設の相互利用とは、児玉郡市及び深谷市の住民の方であれば、対象施設となっている公共施設を設置市町の住民と同じ料金で使用できることや、設置市町の市民・町民に利用が限られていた施設を児玉郡市及び深谷市の市民・町民が広域的に利用できる制度でございます。

この制度につきましては、平成10年に児玉郡市6市町村で構成する児玉郡市21まちづくり協議会の中で調査・検討が行われ、各市町村で協議を行った上、議会での承認後、協定書を締結し、平成11年2月1日から開始をされました。その後、平成13年4月1日から岡部町が新たに加入し、平成18年1月1日から神川町と神泉村の合併、深谷市と岡部町の合併による変更があり、同年1月10日から本庄市と児玉町の合併による変更、そして施設の名称変更や追加、廃止

により、その都度、変更協議と協定書の締結を行っております。

なお、協定につきましては平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で、児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 町内の施設で、昨日全協でも説明あった8施設があるわけですが、昨日の説明の中で町民体育館が今年の9月からリニューアルというか改修工事に入るということを聞きました。これについて、相互利用協定を結んでいる市町に対しての周知方法はどういうふうになっているのか、その辺具体的に。恐らくホームページ等でやっているのでしょうか、そのほかどういった方法で周知しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 小暮伸俊君発言〕

○生涯学習課長（小暮伸俊君） 齊藤議員の御質問について御説明申し上げます。

現在、一般住民の方に体育館の利用等について御説明をさせていただいてはおりますけれども、まだ本会議において予算等が最終的に決定しておりませんので、ホームページ等での町外への説明等、そちらのほうはまだ行っておりません。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 関連で、今の答弁の中で、やっていないということですが、では、具体的にどのぐらいの時期になったら……町内のある団体にちょっと昨日聞いたところ、もう9月からリニューアルのため使用できないという旨は聞いているということで、それで振り分けて、どこ使うのですかという、町内の中学校の体育館だというふうな具体的な説明があったように聞きました。

ですから、町外に対して、やはりスケジュール等が皆さんあろうかと思っておりますので、決まったら早目に周知をお願いしたいなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（納谷克俊君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

○教育長（下山彰夫君） 今、生涯学習課長が、まだ周知していないという説明させていただきましたけれども、先ほどの説明の中に、この議会で当初予算が確定した時点で各市町村に文書等で連絡するとともに、ホームページ等にアップしながら周知をしてまいりたいというふうを考えております。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第23号 児玉郡市及び深谷市における公の施設の相互利用に関する協議についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 町長提出議案第24号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

◎日程第31 町長提出議案第25号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について

○議長（納谷克俊君） 日程第30、町長提出議案第24号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての件、日程第31、町長提出議案第25号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件、以上2件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

なお、議案第24号から第25号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第24号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第25号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更

についてを一括いたしまして提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合が解散により脱退すること及び、入間東部地区消防組合が入間東部地区事務組合に名称変更することに伴い、埼玉縣市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により本案を提出するものでございます。

概要及び内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに、埼玉縣市町村総合事務組合についてですが、主な事務といたしますと、常勤の職員に対する退職手当の事務、消防団の公務上の災害に対する補償業務や住民に対する交通災害共済に関する事務を処理しております。

今回、脱退する団体であります入間東部地区衛生組合は、入間東部地区消防組合と構成団体が同じであり、事務の合理化及び効率的な運営のため、平成30年3月31日をもって入間東部地区衛生組合を解散することとし、共同処理していた事業については、入間東部地区消防組合へ移管することに伴い、同組合の団体の名称を平成30年4月1日から入間東部地区事務組合へ変更するものでございます。

そのため、埼玉縣市町村総合事務組合同規約の別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項、組合市町村の欄中「北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合」を「北本地区衛生組合」に改め、「入間東部地区消防組合」を「入間東部地区事務組合」に改正を行うものでございます。

地方自治法の規定によりますと、一般事務組合の組織する地方公共団体の数の増減、規約を変更するには、関係地方公共団体の協議を経て、埼玉県知事の許可を受ける必要がございますので、埼玉縣市町村総合事務組合の組織団体の数の変更、規約を変更することに対しまして、地方自治法第290条の規定に基づき協議をするために議会の議決を要するものでございます。

以上で、議案第24号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について、議案第25号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての提案及び内容説明とさせていただきます。

慎重審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第24号 埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

これより議案第25号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第32 町長提出議案第26号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第32、町長提出議案第26号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第9号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第26号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第9号）について御説明いたします。

平成29年度上里町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,253万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5,432万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費を「第2表 繰越明許費」とするものでございます。

第3条は、債務負担行為について、「第3表 債務負担行為補正」により変更するものでございます。

第4条は、地方債について、「第4表 地方債補正」に変更するものでございます。

それでは、2ページでございますが、第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款10地方交付税は1億522万9,000円の増額補正で、交付額の確定により増額するものでございます。

款12分担金及び負担金は712万4,000円の増額補正で、保育所運営費保護者負担金、保育所運営費管外受託分の増額や、老人施設措置者本人及び扶養義務者負担金（現年度分）の減額となっております。

款13使用料及び手数料は282万4,000円の減額補正で、町営住宅使用料の減額となっております。

款14国庫支出金は2,839万9,000円の減額補正で、主な内容は、障害者自立支援給付費負担金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、子ども・子育て支援交付金などの増額や、児童手当交付金、未熟児養育医療費補助金、社会資本整備総合交付金などの減額となっております。

款15県支出金は448万9,000円の減額補正で、主な内容は、障害者自立支援給付費負担金、保険基盤安定負担金、放課後児童健全育成事業補助金などの増額や、児童手当負担金、安心元気保育サービス支援事業補助金、未熟児養育医療費補助金などの減額となっております。

款16財産収入は667万3,000円の増額補正で、いきいき福祉基金利子、普通財産売払代金の増額や、公共施設等用地取得及び施設整備基金利子の減額となっております。

款17寄附金は50万円の増額補正で、一般寄附金の増額となっております。

款18繰入金は1,303万3,000円の減額補正で、介護保険特別会計繰入金の増額や教育施設整備基金繰入金の減額となっております。

款19繰越金は7,928万8,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

款20諸収入は223万6,000円の減額補正で、消防水利移設補償料の増額や、消防団員退職報償金、農業者年金業務委託金、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業助成金の減額となっております。

款21町債は1,470万円の増額補正で、藤木戸勝場線歩道整備事業債、小学校管理運営事業債の増額や、道路新設改良事業債、児玉工業団地アクセス道路事業債、公園管理事業債などの減額となっております。

歳入合計は、現予算に対しまして1億6,253万3,000円を追加し94億5,432万2,000円とするものでございます。

次に、4ページから5ページまでが歳出でございます。

款1 議会費から款9 教育費まで、各項目の主な共通点といたしましては、現在の職員配置等による給与費の減額補正でございます。

初めに、款1 議会費は273万2,000円の減額補正で、職員給与費の減額となっております。

款2 総務費は1億2,555万円の増額補正で、減債基金積立金、有料道路通行料、車庫兼倉庫解体新築工事費の増額や、コミュニティ助成事業助成金、固定資産基礎資料整備業務委託料、職員給与費などの減額となっております。

款3 民生費は1億105万3,000円の減額補正で、主な内容は、臨時福祉給付金支給事業補助金返還金、いきいき福祉基金積立金、民間保育所等委託料などの増額や、国民健康保険特別会計繰出金、児童手当、特別保育事業費補助金などの減額となっております。

款4 衛生費は1,155万9,000円の減額補正で、不妊治療費助成事業補助金、保健センター施設備品購入費の増額や、未熟児養育医療費、職員給与費の減額となっております。

款5 農林水産業費は142万7,000円の減額補正で、主な内容は、中核的担い手農家育成奨励金交付事業補助金、農地中間管理事業等推進事業に係る機構集積協力金の増額や、上里町地域農業再生協議会補助金、農道整備工事費、農業集落排水事業特別会計繰出金などの減額となっております。

款7 土木費は2,373万8,000円の減額補正で、主な内容は、公共施設等用地取得及び施設整備基金積立金の増額や、道路補修工事費、神保原駅南街区公園整備工事費、上里ゴルフ場管理事業に係る土地購入費などの減額となっております。

款8 消防費は28万6,000円の増額補正で、防火水槽撤去工事費の増額や、消防団員退職報償金の減額となっております。

款9 教育費は1億8,964万3,000円の増額補正で、教育施設整備基金積立金、公民館管理事業、体育施設管理運営事業に係る光熱水費の増額や、特別支援学級生活支援員賃金、私立幼稚園就園奨励費補助金、職員給与費の減額となっております。

款10 公債費は1,242万円の減額補正で、長期債元金及び長期債利子の減額となっております。

款11 諸支出金は1万7,000円の減額補正で、主な内容は、各種基金利子の増額及び減額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして1億6,253万3,000円を追加し94億5,432万2,000円とするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正につきましては、総務費の財産管理事業5,493万2,000円、土木費の道路新設改良事業732万2,000円、児玉工業団地アクセス道路事業4,595万円、藤木戸勝場線歩道整備事業2,134万円、消防費の消防施設整備事業160万9,000円を繰越明許費補正として追加す

るものでございます。

次に、7ページをごらんください。

第3表債務負担行為補正につきましては、中央・長幡保育園改築事業（プレハブ園舎リース延長分）につきまして、事業期間の延長及び限度額の増額を行うものでございます。

次に、8ページをごらんください。

第4表地方債補正につきましては、9月補正にて予算化をいたしました上里東小体育館雨漏り対策工事が起債対象事業となったことに伴い、教育債の小学校管理運営事業債2,980万円を追加し、土木債につきましては、それぞれの起債対象事業費の見込みによりまして、道路維持補修事業債を120万円減額、児玉工業団地アクセス道路事業債を270万円減額、藤木戸勝場線歩道整備事業債を160万円増額、橋りょう維持事業債を230万円減額、公園管理事業債を600万円減額、道路新設改良事業債450万円を廃止するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、総合政策課長よりお手元の補正予算の一覧で御説明をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 岡村拓哉君補足説明〕

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） 一般会計の1ページ目ですか、総務課の管財契約系の歳出のほうですね。財産管理事業のうちの車庫兼倉庫解体新築工事費なのですが、これが5,493万2,000円計上されていますけれども、具体的に車庫と倉庫があるわけですけども、これは公立保育園の、中央公民館跡地ということで、用地というか設置場所が決まったわけですけども、これに伴う倉庫、車庫の解体、移転、新築工事、もしくは、今ある倉庫とか車庫が老朽化しているという趣旨でこういうふうな行為が発生するのか。その辺具体的に説明していただけますか。

○議長（納谷克俊君） 総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 齊藤議員の質問に対しまして御説明を申し上げます。

具体的にどちらの理由かということでございますけれども、以前から倉庫につきましては老朽化が心配されておったところでございます。当然、公立保育園の移転がなくとも、いずれ移設の検討はしまして移設をしなければならないという予定でございました。たまたま今回、保育園の設置場所が、現在の倉庫がある場所ということで決定したことによってきっかけにはなかったかなというふうには感じております。理由としましては双方の理由があるということでございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） まず1ページなのですけれども、国庫支出金の総合政策課のところの社会保障・税番号制度システム整備費補助金397万2,000円でありますけれども、内容的には理解できたわけなのですけれども、このマイナンバーの制度導入に当たり、今まで上里町に入ってきている国の、ほとんど国の支出なわけなのですけれども、その総額に対する、今現在、マイナンバーカードが何枚発行されているのか。1枚当たりの発行にどのぐらいの経費がかかっているのかなというのが単純に、非常に疑問もありますのでお聞きしたいというふうに思います。

それと、税務課の資産税の賦課事務費で委託料が165万8,000円減額ということで、これは大変いいやり方をしたなというふうに思います。3年に1度の見直しが毎回行われるわけで、そのたびに航空写真等を今後も撮っていくと思いますので、このシステムは上里町にとってもよいし、近隣の市町村にとってもいいことなので続けていただければなというふうに思っています。

そういう発端になったのは、どこからそういうことが導き出せてこういうことになったのかなということでちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

あと、ちょっと私が、説明していただいたのに聞き漏らしたというか理解がうまくできなかったのが2ページなのですけれども、国庫支出金と県支出金から地域生活支援事業費補助金というのが出ていましたけれども、中止になったという、どうして、どういうものが、どういうものを予定していてどういうものがどういう理由によって中止になったのか、ちょっと教えていただければというふうに思います。

あと、その下の子育て共生課の部分でありますけれども、子どものための教育・保育給付事業のところ、民間保育所等委託料などが実績で増になっているということで、やはり需要が非常にあるのだなというふうに思うのですけれども、当初見込みから何人ほど、子供の人数として増になっているのかお聞きしたいというふうに思います。

それと、放課後児童健全育成事業費委託料が409万2,000円でありますけれども、この委託料の中には民間と公立が含まれているのかなというふうに思いますので、どのような割合になっているのか教えていただければというふうに思います。

それと、3ページでありますけれども、未熟児養育医療費補助金ということは、いわゆる産まれてきた方の中に未熟児、このぐらいの割合と見込んだよりも低体重で産まれている子が少なかったのですよという、そういうことでいいのかどうか。総合的に出産の数が少なかったのかどうか。その辺についてもお聞きしたいというふうに思います。

高齢者いきいき係の扶助費でありますけれども、今までは御家庭で介護していたから介護者手当が出ていましたけれども、その人が何らかの理由で施設に入ったのですよということでもありますけれども、額的に結構大きいかなって。1人当たりの介護者手当て非常に少なかったように思うのですけれども、その辺で数の減少がどのような形で行われているのか。

例えば、施設に入ったとしても新たに介護が必要になっている人が生まれてくる可能性のほう大きいというふうに思いますので、その辺について、増減があると思いますのでお聞きしたいというふうに思います。

以上です。ごめんなさい。

○議長（納谷克俊君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 税務課です。

杓澤議員の質問に対しまして説明させていただきます。

1ページ、一番下の固定資産基礎資料整備業務委託料でございますが、3年に1度飛ばしております航空写真の撮影業務ということでございまして、実は3年前も上里単独ではなく本庄と一緒にやっております。毎回、どこまで参加されるかというところがわからないところもございまして、上里だけが単独でやった場合の費用を当初で計上していたところがございますけれども、本年度につきましては、本庄市、美里町、寄居町、そして上里町の4市町で、合同でやることができました。それによる406万の計上から240万ほどに、165万8,000円の減額という補正予算となったものでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 杓澤議員の未熟児養育医療費の、この状況というか内容について御説明をさせていただきます。

今回の補正は、9月補正で生活保護に該当する方がいらっしやいましてお一人分、2,130万

円ですか、補正いたしまして、このたび無事退院なされました。その部分についての不用額を今回減額補正させていただいておるところでございます。

未熟児の方はその年によってそれぞれ変動がございます。その辺については、また違うものというふうに御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 岡村拓哉君発言〕

○総合政策課長（岡村拓哉君） 御説明を申し上げたいと思います。

沓澤議員からの御質問をいただきまして、マイナンバーカードのこれまでの発行枚数、また、それにかかる経費ということでの御質問でございました。

まず、今回の補正予算の計上分でございますが、9月議会での補正をいたしましたマイナンバーカードへの旧姓併記分、また、日本年金機構との情報連携に係るシステム改修分といたしまして、当時のシステム改修費が424万2,000円でございますが、この分の国庫補助額としての歳入を計上しているというのが今回の補正予算の内容となっております。

それに係るマイナンバーのカードの枚数でございますが、2月末現在で、上里町で2,824枚。人口に対する割合といたしまして9.07%の方が発行をしているということでございます。冒頭申し上げましたように、今回の補正予算で計上いたしました国庫支出金、国庫補助額分、また、システム改修費分というのは、これまでの改修費用のごく一部でございますが、これまで平成26年度以降、順次、さまざまな改修を行ってきたわけなのですが、現時点での総費用額といたしましては4,936万5,936円ということで、おおむね4,900万円ぐらいの支出をしております。多くが国からの補助がございまして、町単独費用、町の負担分といたしましては、現在1,463万7,136円ということになっております。

御質問がございました1枚当たり幾らかということですが、あくまでも現時点ということになります。現時点での2,824枚の1枚単価ということになりますと、町負担分のみで5,183円かかっているという計算になります。ただこれは、まだまだごくわずかな方しか取得をされていないということございまして、仮に町の町民全員が取得をいたしますと1枚当たりの費用は470円程度になってくるのかなというふうに考えております。

また、今の試算は町負担分のみで計算をしておりますが、国庫補助分まで含めた総費用で計算をいたしますと、住民全員の方が取得された場合の1枚当たりの単価が1,585円ぐらいになってくるのかなということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 谷木絹代君発言〕

○町民福祉課長（谷木絹代君） 沓澤議員の御質問に御説明させていただきます。

2 ページで、地域生活支援事業費補助金でございます。

国庫支出金で81万9,000円、県支出金で40万9,000円を減額補正してございます。障がい者就労支援センター事業補助金の申請が不採択となったものによるものでございます。この事業につきましても、児玉郡市、本庄市、美里町、神川町、上里町で、共同で特定非営利活動法人児玉郡市障がい者就労支援センターへ業務委託してございます。これによって、障害者就労支援等の実施において就労事業所、それから保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、就労支援の提供を実施しております。児玉郡市で共同実施することで職員の安定した確保を図るとともに、機材の共同利用もでき、経費の節減が図れ、安定した就労の提供に寄与するというところを目的に共同委託しているものでございますが、今回、こちらの事業が不採択になったことにより減額補正となっております。

○議長（納谷克俊君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 沓澤幸子議員の御質問に御説明をさせていただきます。

まず1点目、子どものための教育・保育給付事業2,770万2,000円に対する内容ということでございますが、当初からの人数といたしますと、民間保育所等委託料に関しましては、当初750人程度を見込んでいたところ、30年2月現在……人数については変更はございません。

施設型給付事業負担金につきましては、施設型認定こども園管外保育園等に関しましては、当初6人を見込んでいたところ15人の入所がございました。地域型事業所内保育所でございますが、そちらについては、当初1名を見込んでいたところ4名ということで、こちらについては入所の児童の増加が見られたところでございます。

委託料でございますが、当初5億5,966万7,000円を見込んでいましたところ、今回補正をいたしまして、補正後5億8,628万9,000円となる見込みでございます。

負担金につきましては、当初885万4,000円と計上いたしましたところ、この補正後1,818万5,000円となる見込みでございます。この増額につきましては、公定価格が、28年度、29年度に対しまして1.1%の増加があったことと、保育士に対するキャリアアップの処遇改善加算のⅡというものが新しく追加され、そちらの部分の費用が加算されて、子供の数だけではなく増加の要因となったところでございます。

2番目の、放課後児童健全育成事業委託料についての御質問でございます。

歳出で計上してございます409万2,000円につきましては、民間学童クラブ、3クラブへの支出金額となっております。公立につきましては、それぞれの児童館運営事業のほうへ充たさ

せていただいております。

先ほど、総合政策課長のほうから説明もありましたように、こちらにつきましては、歳入の子ども・子育て支援交付金、県支出金であります放課後児童健全育成事業補助金より3分の1ずつの財源をしていただいておりますので、それぞれで136万2,000円ずつの国庫・県費の補助金をいただき、残りの3分の1を町のほうで支出しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 高齢者いきいき課長。

〔高齢者いきいき課長 飯塚郁代君発言〕

○高齢者いきいき課長（飯塚郁代君） 杓澤議員の御質問に御説明のほうさせていただきます。

扶助費ということで、減額ということの理由でございますが、まず、在宅で介護をされている要介護4・5の方の手当になります。月7,000円ということで4カ月まとめて3回支給をさせていただいております。

27年度の実績が56人、28年度実績が49人、29年度当初43人で見込んでおりましたが、ほぼ確定をしております38人ということで減額ということになっております。こちらにつきましては、対象者の方が、要介護認定が切れていたり、それから、亡くなられたり、入院したり、それから、特別養護老人ホーム等に入所したことによる減額となっております。入所におかれましても、昨年度から比較しますと、人数で言うとかかなりの人数の方が施設のほうに入りまして、施設のほうの利用者が19%ぐらいアップしているというのも理由かと思われま。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありますか。

5番齊藤崇議員。

〔5番 齊藤 崇君発言〕

○5番（齊藤 崇君） もう一度何点か質問させていただきます。

1ページの総合政策課の主な歳出の3つ目の◎教育施設整備基金積立金、今回2億2,828万というふうに計上されていますけれども、今までの基金、この積立金と今回を合わせるとどのくらいの金額になるのかというのが1点と、それと、3ページの健康保険課の保健センターのところで、歳出の母子衛生事業の・の2つ目、不妊治療費助成事業補助金、これが120万計上されていますけれども、これは何人分になるのか、忘れてしまったのでちょっと教えてください。

それと、同じページのまち整備課の主な歳入のところですが、◎の1番目、使用料及び手数料、町営住宅使用料現年度とありますが、先ほどの説明ですと、退去者の増加でこの282万4,000円というふうに説明があったと思うのですけれども、これは果たして何件、何世帯の方

が退去したのか。それと……それは、その内訳としては四ッ谷なのか、四ッ谷で何件なのか宮本で何件なのか、それとも片方だけなのか。その3点をお願いいたします。

○議長（納谷克俊君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 岡村拓哉君発言〕

○総合政策課長（岡村拓哉君） 御説明を申し上げます。

教育施設整備基金の今回の補正後の残高ということでの御質問かと思えます。

まず、現在、補正前の段階での現在の教育施設整備基金の残高でございますが2億769万2,000円でございます。今回の3月議会での補正につきましては、この教育施設整備基金に関連する増減が2点ございまして、1つ目は、今、議員から御質問のいただきました、今回の1ページ目にあります積立金でございます。2億282万8,000円を積み立てるというものでございます。こちらが1点。

それから、もう一点目が、A3横長の資料をごらんいただきまして、こちらの4ページ、学校教育課教育庶務係としてありますが、主な歳入の2つ目の◎にございまして、町債、小学校管理……失礼しました。3つ目の◎ですね。繰入金、教育施設整備基金繰入金でマイナス2,980万円ということで、御説明は先ほどさせていただきましたが、上里東小学校の雨漏り対策工事費の、こちらが起債を起せるとということで、こちらからの繰入金を2,980万円分減額いたしましたので、この分が繰入金の減額ということですので増要因になっているということで、今回の3月議会での補正でこちらの2点が増要因になっているということで、現在の残高からこの2つの金額を合計いたしまして4億4,032万円がこの3月議会補正後の教育施設整備基金の残高ということで御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 山下容二君発言〕

○健康保険課長（山下容二君） 齊藤崇議員の不妊治療費の積算の根拠について御説明をさせていただきます。

現在の申請件数や相談の数などから、昨年の決算相当額を見込みまして、単価10万円の12名分を見込んだところでございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） まち整備課長。

〔まち整備課長 稲岡信行君発言〕

○まち整備課長（稲岡信行君） 齊藤議員の御質問について御説明させていただきます。

町営住宅の減額分について退去の件数ということですが、退去された方につきましては9件

ございまして、四ッ谷住宅で5件、宮本住宅で4件となっております。そのほか、世帯の中、複数名住まわれていた方のうち、そのうちの一部の方が引っ越されたといったケースが5件ございます。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

○11番（沓澤幸子君） すみません。5ページなのですが、債務負担行為補正のところでお尋ねしたいと思います。

中央・長幡保育園改築事業に伴って、いわゆる園舎の開所が1年おくれる。当初予定よりもおくれてきているということで、プレハブ園舎の借入れを1年延長するということだと思うのですが、プレハブ園舎は今まで借りてきて総額でどのぐらいになるのか。やはり、これすごく大事なことで、大変な環境の悪いところに長く子供たちが生活しているということも1つです。これ長引かせたことによって、取り壊してしまえばもう何も残らない、そういうものにお金を支出するわけですから、本当に慎重に考えなければいけないというふうに思うのです。かといって、できないものに、もうこれ認めないというわけにはいかないわけで、理由はわかるのですが、総額幾らかかったのか。これは非常に大切な住民の血税だと思いますのでお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） 子育て共生課長。

〔子育て共生課長 間々田由美君発言〕

○子育て共生課長（間々田由美君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

プレハブ園舎を平成26年12月から32年3月までに使用したとした場合の試算でございますが、1億2,729万960円ということで見込んでおります。

以上です。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

14番植原育雄議員。

〔14番 植原育雄君発言〕

○14番（植原育雄君） 4ページのところなのですが、産業振興課の地域整備係、土地改良推進事業ということで工事請負費、農道整備工事費、これは説明ですと、町道2402号線と2405号線ということで、これは町内のどの辺で、1路線当たりどのぐらいの工事費がかかっているかどうか。

それと、今後もこの県支出金の県費単独土地改良事業補助金、今後もこの補助金は活用可能

な事業であるかどうかお聞きしたいと思います。

あとそれから、3ページのまち整備課の道路維持補修事業工事請負費、道路補修工事費747万円の減額となっておりますけれども、これは総予算額が幾らぐらいあって、そのうちの747万円の減額となっているか。この2点をお聞きしたいと思います。

○議長（納谷克俊君） まち整備課長。

〔まち整備課長 稲岡信行君発言〕

○まち整備課長（稲岡信行君） 植原議員の御質問について御説明させていただきます。

道路維持補修事業の工事請負費につきましては、当初予算としまして3,165万2,000円計上しておりました。今回減額747万円することによりまして2,418万2,000円となります。

以上です。

○議長（納谷克俊君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 及川慶一君発言〕

○産業振興課長（及川慶一君） 植原議員の御質問に御説明させていただきます。

今回、産業振興課地域整備係で計上させていただきました土地改良推進事業農道整備工事費でございますが、こちらにつきましては、おおむねですが、1メートル当たり1万6,000円程度ということとなっております。

それと、県費単独土地改良事業の採用状況でございますが、現在のところでは、その部分については不明といったような状況でございますけれども、もしそういった県単事業が取り入れられるようなものがあれば積極的にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます……それと、場所につきましては補正で計上させていただきました天神社南側から新幹線に向かった路線でございます。

以上でございます。

○議長（納谷克俊君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第26号 平成29年度上里町一般会計補正予算（第9号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 6 分休憩

午後 3 時 4 0 分再開

○議長（納谷克俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 3 3 町長提出議案第 2 7 号 平成 2 9 年度上里町国民健康保険特別会計補正予算
(第 4 号) について

○議長（納谷克俊君） 日程第33、町長提出議案第27号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第27号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,654万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,821万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1国民健康保険税は1,084万7,000円の減額補正で、一般被保険者、退職被保険者等の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の現年課税分について、調定額と年度末の収納見込み額から減額するものでございます。

款3国庫支出金は1億3,233万3,000円の減額補正で、主な内容は、歳出の一般被保険者療養給付費等のおおむね100分の39相当額が、国庫負担金と補助金で交付されるもので、前期高齢者交付金の額の確定に伴う調整等により、療養給付費負担金と財政調整交付金を減額するものでございます。また、後期高齢者支援金、介護納付金の額の確定に伴い、それぞれの負担金や財政調整交付金に変更が生じたものでございます。

なお、特別調整交付金は、対象の生活習慣病予防対策事業の組み替え等により増額となっております。

款5前期高齢者交付金は1億262万7,000円の増額補正で、交付金の確定により増額となっております。

款6県支出金は1,910万6,000円の減額補正で、主な内容は、県負担金の高額医療費共同事業一般疾病負担金が確定により減額となっております。

県補助金は、歳出の一般被保険者療養給付費等のおおむね100分の6相当額が普通調整交付金として、おおむね100分の2相当額が特別調整交付金として交付されるもので、前期高齢者交付金の額の確定に伴う調整等により、普通調整交付金が減額、あわせて、後期高齢者支援金、介護納付金の額の確定及び対象の生活習慣病予防対策事業の組み替え等により減額となっております。

款7共同事業交付金は1億5,425万2,000円の減額補正で、それぞれの交付金の確定により、高額医療費共同事業交付金、保険財政共同安定化事業交付金の減額となっております。

款9繰入金は2億1,392万4,000円の減額補正で、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、職員給与費等繰入金（人件費分）の増額や、職員給与費等繰入金（物件費分）、その他一般会計繰入金の減額となっております。

款10繰越金は2億6,128万8,000円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現予算に対しまして1億6,654万7,000円を減額し39億5,821万4,000円とするものでございます。

次に歳出ですが、3ページをごらんください。

款3、款6、款7につきましては、平成29年度の支払い額の確定に伴う減額補正となります。

款3後期高齢者支援金等は5,993万1,000円の減額補正、款6介護納付金は1,554万3,000円の減額補正、款7共同事業拠出金は9,005万5,000円の減額補正となっております。

款8保健事業費は101万8,000円の減額補正で、保健事業費の生活習慣病重症化予防対策事業負担金について、保健指導者の減により減額するものでございます。

なお、歳入歳出予算事項別明細書にあります款2保険給付費、款4前期高齢者納付金等、款8保健事業費の特定健康診査等事業費につきましては、予算額に異動はありませんが、歳入の特定財源等の補正に伴う財源補正でございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして1億6,654万7,000円を減額し39億5,821万4,000円とするものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第27号 平成29年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第34 町長提出議案第28号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第34、町長提出議案第28号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第28号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,187万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,372万9,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款2国庫支出金は3,022万4,000円の減額補正で、介護給付費の国庫負担

金の変更交付決定に伴う減額となっております。

款3 支払基金交付金は4,394万8,000円の減額補正で、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金の変更交付決定に伴う交付金の減額となっております。

款4 県支出金は1,774万8,000円の減額補正で、介護給付費県負担金の変更交付決定に伴う減額となっております。

款5 繰入金は1,308万9,000円の減額補正で、職員給与費の減によるその他一般会計繰入金の減額及び、介護給付費の減などによる準備基金繰入金の減額となっております。

款6 繰越金は7,313万円の増額補正で、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は、現予算に対しまして3,187万9,000円を減額し17億8,372万9,000円とするものでございます。

次に歳出となります。

款1 総務費は242万円の減額補正で、職員給与費の減額となっております。

款2 保険給付費は7,890万2,000円の減額補正で、居宅介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費の給付見込みによる減額となっております。

款3 地域支援事業費は329万円の減額補正で、包括的支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る職員給与費の減額となっております。

また、介護予防・日常生活支援総合事業に関しましては、支払基金の交付額変更に伴い財源補正を行うものでございます。

款4 諸支出金は1,676万8,000円の増額補正で、一般会計への返還額の確定に伴う繰出金の増額となっております。

款6 基金積立金は3,378万7,000円の増額補正で、準備基金積立金の増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現予算に対し3,187万9,000円を減額し17億8,372万9,000円とするものでございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第28号 平成29年度上里町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第35 町長提出議案第29号 平成29年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第35、町長提出議案第29号 平成29年度上里町後期高齢者医療特
別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第29号 平成29年度上里町後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成29年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによ
ります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,066万6,000円を追加し、歳入歳出
予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,010万6,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及
び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」
によるものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入ですが、款1後期高齢者医療保険料は743万4,000円の増額補正で、現年度分の被
保険者等の増加によるものでございます。

款3繰入金は94万9,000円の増額補正で、前年度繰越金の繰り入れに伴う事務費繰入金の減
額や、埼玉県後期高齢者医療広域連合の共通経費負担金の減額、保険料の軽減分であります保
険基盤安定負担金の繰入金の増額で、いずれも確定に伴う補正となっております。

款4繰越金は159万1,000円の増額補正で、前年度繰越金でございます。

款5 諸収入につきましては69万2,000円の増額補正で、健康診査等受託料の増額となっております。

歳入合計は、現予算に対しまして1,066万6,000円を追加し2億5,010万6,000円とするものでございます。

次に歳出となります。

款1 総務費は99万3,000円の増額補正で、集団検診の受診者が増となったことによる健康診査事業委託料の増額となっております。

款2 後期高齢者医療公益連合納付金は967万3,000円の増額補正で、県・広域連合への負担金のうち、保険料の負担金分等の増額や保険基盤安定繰入金の増額、事務費等の共通経費負担金の減額で、いずれも確定によるものでございます。

歳出合計も歳入同様、現予算に対しまして1,066万6,000円を追加し2億5,010万6,000円とするものでございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第29号 平成29年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第36 町長提出議案第30号 平成29年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（納谷克俊君） 日程第36、町長提出議案第30号 平成29年度上里町農業集落排水事業

特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申上げました議案第30号 平成29年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成29年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるものでございます。

今回の補正予算につきましては、一般会計繰入金に繰越金を充当し、一般会計繰入金を減額するものでございます。

2ページをごらんください。

第1表歳入予算補正でございます。

款3繰入金は148万7,000円減額し911万4,000円とするもので、項1他会計繰入金を減額するものでございます。

款4繰越金は148万7,000円を増額し158万7,000円とするもので、項1繰越金を増額するものでございます。

歳入合計に異動はありませんので、補正後額につきましても補正前と同様1,339万2,000円とするものでございます。

以上で、上里町農業集落排水事業特別会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第30号 平成29年度上里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第37 町長提出議案第31号 平成29年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（納谷克俊君） 日程第37、町長提出議案第31号 平成29年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第31号 平成29年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条平成29年度上里町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条平成29年度上里町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正につきましては、人事異動による給与費の補正を行うものでございます。

収益的支出の第1款事業費を、既決予定額に対しまして129万3,000円減額し、5億1,629万5,000円とするもので、第1項営業費用を減額する補正でございます。

第3条予算第8条に定めた経費を次のとおり補正するものでございます。

職員給与費を、既決予定額に対しまして129万3,000円減額し5,713万円といたします。

以上で、水道事業会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第31号 平成29年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第38 町長提出議案第32号 平成29年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）
について

○議長（納谷克俊君） 日程第38、町長提出議案第32号 平成29年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

○副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第32号 平成29年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

第1条平成29年度上里町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第2条平成29年度上里町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の収入及び支出の補正につきましては、他会計補助金の減額及び人事異動による給与費の補正を行うものでございます。

初めに歳入でございます。

第1款事業収益を、既決予定額に対しまして533万5,000円減額し2億2,591万6,000円とするもので、第2項営業外収益を減額する補正でございます。

次に支出でございます。

第1款事業費を、既決予定額に対しまして533万5,000円減額し2億2,113万4,000円とするもので、第1項営業費用を減額する補正でございます。

第3条予算、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,592万2,000円を8,198万9,000円に、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額777万2,000円を766万8,000円に、過年度損益勘定留保資金2,511万円を3,435万8,000円に、当年度損

益勘定留保資金5,304万円を3,996万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の収入及び支出の補正につきましては、管渠工事に関する国庫補助金並びに建設改良費の減額及び、人事院勧告による給与費の補正を行うものでございます。

初めに収入でございますが、第1款資本的収入を、既決予定額に対しまして400万円減額し、1億6,445万3,000円とするもので、第2項国庫補助金を減額する補正でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出を、既決予定額に対しまして793万3,000円減額し2億4,644万2,000円とするもので、第1項建設改良費を減額する補正でございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費の既決予定額に526万8,000円を減額し1,628万6,000円といたします。

以上で、下水道事業会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（納谷克俊君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（納谷克俊君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第32号 平成29年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（納谷克俊君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（納谷克俊君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時12分散会